

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>川越 越生 線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川越市の場北一丁目三番九地先から同市的場北一丁目三番八地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年十一月二十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>道路改良事業による。 平成二十六年三月十四日埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長一六・二〇メートル</p>